

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 26 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2010 年 4 月 12 日 (月) ~4 月 16 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

想定される仮議題

食品の国際貿易における倫理規範の改訂案
部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案
コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
一般原則部会の委託事項 (Terms of Reference) の修正案
OIE と Codex の合同規格

(注) 本部会の仮議題は現時点でコーデックス事務局から未着のため、前回会合及び総会の報告書に基づく想定される主な仮議題である。

第 26 回一般原則部会 (CCGP) の主な検討議題

日時：2010 年 4 月 12 日 (月) ～4 月 16 日 (金)

場所：パリ (フランス)

主要議題の検討内容

食品の国際貿易における倫理規範の改訂案 ステップ 7

「食品の国際貿易における倫理規範 (1978 年制定、1985 年改訂)」が、様々な Codex 規格が作成される前、及び WTO 協定発効前の内容になっておりそれらと不整合が生じていることから、その改訂について議論されているもの。

前回第 25 回会合 (2009 年 4 月) では、現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、範囲とタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであること等の変更が加えられた上で、第 32 回総会にステップ 5/8 で最終採択が諮られた。第 32 回総会では、複数の国から改訂原案をステップ 5/8 で最終採択するのは時期尚早であり CCGP でさらなる検討が必要であるとの意見が出されたが、理由として、①食品安全の概念は普遍であり、二国間の同意のもとで輸出国の基準に適応しない食品の輸出を認める例外規定を設けるのは、各国内の食品基準との齟齬をきたす可能性から適当でない、②当該倫理規範が適切に実施されていることの検証を、特に食品管理システムが不十分な国がどのようにして倫理規範の実施の検証を行うかの規定が欠けていること、などを指摘した。

これに対し、アフリカ諸国等、別の国々から、この倫理規範は最低限必要な事項について網羅的に記載されており、まずはドキュメントを早急に採択して、各途上国でこれを実施することが必要であるとの意見が示された。

結局、改訂原案は最終採択ではなくステップ 5 で予備採択され、各国意見を求めたのち、今次 CCGP で議論するよう決定された。なお、CCGP では、特定の懸念事項に対する具体的な提案に限って議論を進め、次回総会での最終採択をめざすことが必要であるとされた。

我が国としては、1978 年の倫理規範の制定以降、各部会において、個別の分野についてのコーデックス規格が整備されていることから、それらとの重複を避け、倫理的な規範に内容が絞られた現行案を基本的に支持する立場で、本討議が輸入食品の安全性確保に資するものとなるよう適切に対応したい。

部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改訂案

前回第 25 回会合で、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用について議論

し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記することなどいくつかの決定をしたが、これに関連して、マレーシアが、当ガイドラインに「実質的な問題 (substantive issue) に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきと提案した。

CCGP は、第 32 回総会に対して、CCGP がこれについてさらに議論すべきかどうか助言を求めた結果、マレーシアの提案について、回付文書で加盟国の意見を求め、今次 CCGP で議論することとされたものである。

マレーシアの提案についてその意図を確認する必要があるが、基本的に、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの立場で適切に対応いたしたい。

コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 では CCGP が各部会におけるリスク分析の原則に関する文書の間の様式・内容等の一貫性の有無についてレビューすべきとある。これに基づき本作業は、食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会に適用されるリスク分析の原則に関する文書の整合性などをチェックする。

前回部会では、事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないこと等の指摘がなされたが、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘のあった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成して欲しい等の意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。(注：食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の原案は次回総会に諮られることが決定している。農薬については現在リスク分析のテキストが改訂中である。)

資料は未着であるが、リスク分析の目的である消費者の健康の保護を確保した上で各部会のリスク分析方針の整合を図るように適切に対応いたしたい。

一般原則部会の委託事項 (Terms of Reference) の修正案

「一般原則部会の委託事項」中の「受託 (acceptance)」に関する文言の取り扱いが前回部会で議論され、「受託 (acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意された。このこ

については第 32 回総会に諮られ、“acceptance procedure”の用語の削除に反対する国はなかったものの、マレーシア、カナダ、シンガポール及びタイから、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の委託事項に残すべきとの考えから再検討する必要があるとの意見が出された結果、CCGP が提案した修正案は採択されず、再度、今次部会にて検討することとなったもの。

資料は未着であるが、一般原則部会の役割とその所掌について、これまでの経緯などを踏まえて適切に対応したい。

OIE とコーデックスの合同規格

前回部会で、OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、コーデックスとの協力関係は既に存在するが、より連携を強固にするために OIE/コーデックス合同規格を作成することを検討する提案がなされた。日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具体的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された結果、コーデックス事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされている。

資料は未着であるが、これまでの議論も踏まえ、適切に対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 42 回残留農薬部会

日時 : 2010 年 4 月 19 日 (月) ~ 4 月 24 日 (土)

場所 : 西安 (中国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) から生じた関心事項
(a)	2009 年 JMPR からの一般審議事項の報告
(b)	CCPR で生じた特定の懸案に対する 2009 年 JMPR の回答
5.	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
6.	食品及び動物用飼料のコーデックス分類
(a)	食品・飼料分類の改訂案 (ステップ 7) : 鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)、ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)、食用キノコ類 (Edible Fungi)、柑橘類 (Citrus Fruits)、仁果類 (Pome Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds)
(b)	食品・飼料分類の改訂案 (ステップ 7) : ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、仁果類 (Pome Fruits) 及び油糧種子 (Oilseeds) における未解決の問題
(c)	食品・飼料分類の改訂原案 (ステップ 4) : その他の食品群
(d)	食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイドライン (Principles and Guidelines) (ステップ 4)
7.	残留農薬の分析法に関する検討事項
(a)	残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)
(b)	一次加工食品の調理加工係数の評価のための Kow (n-オクタノール・水分配係数) の使用に関する討議文書
8.	ストックホルム条約に規定される残留性有機汚染物質 (POPs) の外因性最大残留許容量 (EMRL) 及びコーデックス残留農薬部会の付託事項 (TOR) に関する討議資料

9.	OECD において開発中の MRL 評価の計算方法に関する討議資料
10.	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
11.	Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
12.	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
13.	その他の事項及び今後の作業 CODEX STAN 229-1993 及び Codex 規格第 2 巻の様々な箇所の農薬残留に関する参照の分析
14.	次回会合の日程及び開催地
15.	報告書の採択

第 42 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討議題

日時：2010 年 4 月 19 日 (月) ～24 日 (土)

場所：西安 (中国)

主要議題の検討内容

議題 5：食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

以下の物質の MRL 案・原案がそれぞれステップ 7 及びステップ 4 で検討される予定。

検討予定品目 (ステップ 7)

Methomyl (094)	Cypermethrins (including alpha -and zeta) (118)	Tebuconazole (189)	Boscalid (221)
Chlorpyrifos-methyl (090)	Carbofuran (096)	Phorate (112)	Oxamyl (126)
Triadimefon (133)	Prochloraz (142)	Triazophos (143)	Carbosulfan (145)
Triadimenol (168)	Fenpyroximate (193)	Haloxypop (194)	Esfenvalerate (204)
Metalaxyl-M (212)	Carbaryl (008)	Cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157)	

検討予定品目 (ステップ 4)

Benalaxyl (155)	Boscalid (221)	Buprofezin (173)	Carbofuran (096)
Chlorpyrifos-methyl (090)	Cyfluthrin (157)	Cypermethrins (118)	Fenbuconazole (197)
Fluopicolide (235)	Haloxypop (194)	Hexythiazox (176)	Indoxacarb (216)
Metaflumizone (236)	Methoxyfenozide (209)	Paraquat (057)	Prochloraz (142)
Prothioconazole (232)	Spirodiclofen (237)	Zoxamide (227)	

本件については、安全性に留意しつつ対処したい。

議題 6：食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案

本議題では、食品・飼料分類のうち、

- (a) 鱗茎野菜 (Bulb Vegetables)、ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、ベリー類及び小果実類 (Berries and Small Fruits)、食用キノコ類 (Edible Fungi)、柑橘類 (Citrus Fruits)、仁果類 (Pome Fruits)、核果類 (Stone Fruits) 並びに油糧種子 (Oilseeds) の食品分類に関する改訂案 (ステップ 7)
- (b) ウリ科野菜を除く果菜類 (Fruiting Vegetables, others than Cucurbits)、仁果類

(Pome Fruits) 及び油糧種子 (Oilseeds) の食品分類における未解決の問題に関する改訂案 (ステップ 7)

(c) その他の食品群についての改訂原案 (ステップ 4)

並びに

(d) 農薬最大残留基準値を同一食品群に属する他の作物に適用するための代表作物 (Representative Commodities) の選定に関する原則及びガイドライン (Principles and Guidelines) (ステップ 4)

について議論される予定。

議題(a)~(c)については、昨年度検討が行われた 8 群に関するコーデックス分類について、一部再検討が必要な事項についての検討並びに他のグループ (Tree nuts, Herbs and Spices) に関するコーデックス分類の改訂作業が、現在、再設置された電子作業部会 (座長: オランダ・米国) にて進められており、特にオクラについては、Peppers (ピーマン類・唐辛子類) との形態等の違いを理由に、我が国としては新たなサブグループの追加を支持している。

また、新たなグループに関するコーデックス分類の改訂においては、我が国の生産及び貿易の実態を踏まえ、ハーブ及びスパイスの分類にいくつかの作物を追加するよう意見を提出したところである。

これらについては、各国の主張を十分聴取しつつ、我が国の実態を踏まえた対応を行いたい。

議題(d)についても、現在同電子作業部会で討議中である。今回示された改正案は、我が国の主張も概ね反映されたものであることから、今後の進め方についての各国の考え方を十分聴取しつつ、仮に、Codex における「代表作物」を選んでいく場合には、候補作物が、各国において、「原則及びガイドライン」の 3 つの原則に当てはまるかどうかを検証するための時間的余裕を持たせるよう必要に応じ提案することとした。

議題 7 : 残留農薬の分析法に関する検討事項 (作業部会にて検討)

(a) 残留農薬の測定のための結果の不確かさの推定に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)

本件については、第 39 回会合より議論が進められ、今次会合に当たっても、電子作業部会 (座長: IAEA・未開催) において検討した上で、改訂原案について会合会期作業部会並びに本会合において検討することとされている。

農薬の残留に係る分析結果の不確かさについては、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) においても討議されているところであり、本件については、基準値に適合しているかどうかを判断する際に、測定結果に伴う不確かさをどのように活用するかという点に留意しつつ、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイダンスが作

成されるよう対処することとしたい。

(b)一次加工食品の調理加工係数の評価のための Kow (n-オクタノール・水分配係数)の使用に関する討議文書

前回会合において、柑橘類、仁果類、油糧種子、ワイン用ブドウについて、一次加工後の農薬残留の分配に関する評価のために用いる調理加工係数の指標としての logKow (n-オクタノール・水分配係数)に関する討議文書 (EC 作成) について議論がなされる予定である。上記の作物群に関する農薬残留の動態は、ある程度 logKow によって予測できると考えられるが、各国の意見を聴取しつつ、対応したい。

議題 8 : スtockホルム条約に規定される残留性有機汚染物質 (POPs) の外因性最大残留許容量 (EMRL) 及びコーデックス残留農薬部会の付託事項 (TOR) に関する討議資料

前回会合において、POPs 農薬の EMRL の取扱について、POPs 農薬の食品中への残留が減少していることから、許容量を最新のモニタリングデータに基づき見直すべきとの提案がなされたことを受け、新たに電子作業部会 (座長: インド) が設けられ、各国に対してモニタリングデータ等の提出が要請され、電子作業部会では、提出されたモニタリングデータを基に、暫定的な評価が行われることとなっている。

今次会合においては、電子作業部会による暫定的な評価結果を受け、サンプリング、分析方法及びその他関連情報を含め検討がなされる予定である。

議題 9 : OECD において開発中の MRL 評価の計算方法に関する討議資料

JMPR における MRL 設定の透明化を図るため、MRL に関する計算手法 (Calculator) の使用が検討されており、現在は NAFTA の計算手法が用いられている。一方、OECD においては、NAFTA 計算手法を改変した計算手法が開発されており、2009 年の JMPR に OECD の計算手法が使用可能であれば、使用することとされていたが、間に合わず、結局使用されなかった。

前回会合においては、MRL 計算手法に関する考え方を調査することとされ、先般コメント要請がなされたところ (同じ質問票は OECD 残留農薬部会でも発出された)。今次会合においては、この点について議論される予定である。

議題 10 : コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

本作業は、「コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則」(以下、「原則」と省略) の改訂に際して、1) JMPR によって評価される優先リストの規準を「原則」に編入すること、2) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針を「原則」の付属書に掲載することに加え、途上国から、定期的な再評価 (Periodic Review) のルール (定期的な再評価におけるデータ要求や MRL 削除の手続き) の見直しなどの取扱についても議論すべきとの提案があり、それらについて電子作業部会 (座長: ア

ルゼンチン)において検討が進められている。

定期的な再評価と MRLs の取扱いは、Codex の基準値の科学的な信頼性と食品安全を確保する上で重要であることから、科学に基づいて基準値の見直しが行われるよう対応することにしたい。また、リスク管理方針について附属書に盛り込む作業は、修正内容について補足説明を行うなど、CCPR メンバーにとって容易に理解でき、かつ使いやすいものとなるよう対応したい。

議題 11 : Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

マイナー作物については、途上国の外貨獲得手段であるにもかかわらず、作付面積が小さいなどの理由で、農薬登録並びに MRL の設定に必要な科学的データを得ることが困難であり、結果として国際的な流通を阻害する要因となっている。また、生産量の多い作物においても、特殊な病害虫の防除に対してごくわずかに用いられる”Minor Use”の場合には、マイナー作物と同様の問題を抱えている。

このような問題を解消するため、今次会合では、再設置された電子作業部会（座長：米国、共同座長：ケニア・オーストラリア）が検討している、Minor Use 及び Specialty Crop に関する問題を同定する作業、CCPR 及び JMPR で用いられるこれらの用語の定義並びに JMPR に評価を依頼するための優先度について議論される予定である。

JMPR への評価依頼に当たっては、優先リスト作成の電子作業部会より、2010 年並びに 2011 年評価対象農薬について、マイナー使用に対する作物残留性試験の有無について問い合わせがなされ、我が国からも情報提供を行ったところであるが、マイナー使用については、少ない例数でも MRL が設定されれば、我が国の特産物への国際基準の設定が容易になるなどが考えられることから、必要に応じ発言を行いたい。

議題 12 : 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

JMPR で評価する農薬については、電子作業部会（座長：オーストラリア）により優先リストが作成され、このリストに沿って評価が進められる。

今次会合においては、2010 年以降の優先リストについて議論が行われる予定であるが、2010 年の対象農薬については、前回会合の際に既に調整が図られており、2010 年のリストは変更されない見込みである。

現在、評価希望が増大しているため、2011 年の評価対象についても、既にかかりの数に上っているが、我が国よりノミネートした農薬については、評価が遅延しないよう、必要に応じ発言することとしたい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 4 回汚染物質部会

日時 : 2010 年 4 月 26 日 (月) ~4 月 30 日 (金)

場所 : イズミール (トルコ)

想定される主な仮議題

ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)
堅果中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減のための実施規範 (ブラジルナッツのための追加措置に関する付属文書) 改訂原案 (ステップ 4)
とうもろこし及びその加工品中のフモニシンの最大基準値原案及びサンプリングプラン原案 (ステップ 4)
食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案 (ステップ 4)
核果スピリッツ及び核果マール中のエチルカーバメート汚染防止・低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
ソルガム中のマイコトキシンに関する討議文書
JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

(注) 本部会の仮議題は現時点でコーデックス事務局から未着のため、前回会合及び総会の報告書に基づく想定される主な仮議題である。

第4回汚染物質部会（CCCCF）の主な検討議題

日時：2010年4月26日（月）～4月30日（金）

場所：イズミール（トルコ）

1. 対応の基本的考え方

(1) 汚染防止及び低減等のための実施規範

生産、調製、保管、製造、流通等の過程を通じて汚染を防止及び低減するためにとるべき措置を定めた実施規範の作成は、汚染水準の全体的な低減につながるものである。我が国としては、必要に応じて、関係する情報やデータ等を提供し、実行可能性や有効性を科学的に検証・議論した上でこれらの規範ができる限り早期に採択されるよう対応する。

(2) 食品中の汚染物質の最大基準値

最大基準値については、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）のリスク評価結果に基づき、科学的データを考慮し、消費者の健康が適切に保護されるレベルに設定されるべきであること、また、合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする“*As low as reasonably achievable (ALARA)* の原則”との考え方に則り設定されるべきとの方針に沿って対応する。

2. 想定される検討議題

(1) 食品中のカビ毒

○ ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基準値原案（ステップ4）

ブラジル作成した討議文書において、ブラジルナッツが殻付き・殻剥き双方の形態で流通することや第68回 JECFA のリスク評価の結果などを踏まえて、最大基準値原案を「殻剥き（直接消費用）10 µg/kg、殻剥き（加工用）15 µg/kg、殻付き 20 µg/kg」の3つに区分して設定することが提案されており、これを基に検討が進められる。

コーデックスでは、汚染物質については、可食部分へ適用する最大基準値を設定することが望ましいとされていること、また、他の堅果（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）については、殻剥き／殻付きといった流通形態を考慮したサンプリングプランとはなっているが、殻の有無によって異なる最大基準値とはなっていないことを考えれば、流通形態にかかわらず可食部分へ適用する最大基準値の設定が最も適切であると考えられる。

また、第68回 JECFA の評価において、直接消費用ナッツ中のアフラトキシンの ML を 20 µg/kg に設定した場合、より低い ML を設定した場合と比べて、アフラトキシンの曝露量に与える影響はほとんど変わらないとされているが、前述の ALARA の原則の考え方に則り、適切な最大基準値が策定されるよう対応したい。

また、ブラジルナッツのサンプリングプラン原案が示されているが、基本的には、他の堅果のサンプリングプランの設定の際にとられた手法に準じて策定されており、基本的に支持する方向で対応したい。

○堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範（ブラジルナッツに特有な措置を追加した付属文書）改訂原案（ステップ4）

「堅果中のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範（CAC/RCP 59-2005, REV.1-2006）」の付属文書「ブラジルナッツに特有な措置を追加した文書」の改訂原案が議論される。

改訂原案は、ブラジルナッツ中のアフラトキシン低減策を確立するために行われたプロジェクトの結果を踏まえて、ブラジルナッツの収穫前後及び乾燥後にとるべき有効なアフラトキシン汚染防止・低減措置について追加されており、この内容について検討が行われる。

前回部会の決定に従いこの作業を2010年にステップ5/8に進めることが適当との立場で、適切に修正付属文書が策定されるよう対応したい。

○とうもろこし及びその加工品中のフモニシンの最大基準値原案及びサンプリングプラン（ステップ4）

第32回総会において、フモニシンの最大基準値策定に係る新規作業が承認された。2001年の第56回JECFAのフモニシン評価に使われたデータだけでなく、その後に出された含有実態データや、各国のフモニシンに関する最大基準値など現時点で入手可能な情報やデータに基づいて検討される予定である。

なお、前回部会は、JECFAに対して、①新たな毒性評価、②飼料中の含有実態及び飼料から食品への移行に関する評価、③食品中の含有実態及び暴露評価を依頼した。JECFAの評価は早くとも2011年となる予定である。

○ソルガム中のマイコトキシンに関する討議文書

前回部会において、チュニジアが電子作業部会の結論として、ソルガム中のマイコトキシン低減には、コーデックスの既存文書（穀物中のマイコトキシン汚染防止及び低減のための実施規範）を実施することが有用であることを指摘しつつ、将来基準値設定に向け、JECFAによる暴露評価が必要であると報告した。部会は、引き続き暴露評価に必要なデータを収集するとともに（日本は2003年に含有実態データを既に提供）、より総合的に概観を整理することを結論した。今次会合では、その結果を踏まえて議論することとなっている。

(2) 産業又は環境由来の汚染物質

○食品及び飼料中のメラミンの最大基準値原案（ステップ4）

第32回総会において、様々な起源から非意図的かつ不可避に混入するメラミンの最大基準値の設定に係る新規作業が承認された。

現在、カナダを座長とする電子作業部会で、2008年12月のWHO専門家会合において推奨された最大基準値（乳児用調製粉乳については1 mg/kg、その他の食品については2.5 mg/kg）を踏襲し、「乳児用調製粉乳については1 mg/kg、その他の食品及び飼料については2.5 mg/kg」とする基準値原案について、検討が行われている。我が国では、メラミンを意図的に添加した食品にあつては、食品衛生法（第10条）違

反として措置しており、今回の最大基準値に関する文書中にも明記されているとおり、「意図的な食品へのメラミン添加はいかなる濃度レベルであっても許容されるべきでない」という基本的な立場を維持しつつ、これらの基準値を支持していく方針である。

- ✖
- 核果蒸留酒及び核果かす蒸留酒（マール：核果の絞りかすを原料とする蒸留酒）中のエチルカーバメートの汚染防止・低減のための実施規範原案（ステップ4）

第32回総会において、核果蒸留酒を対象としてエチルカーバメート低減のための実施規範作成に係る新規作業が承認された。

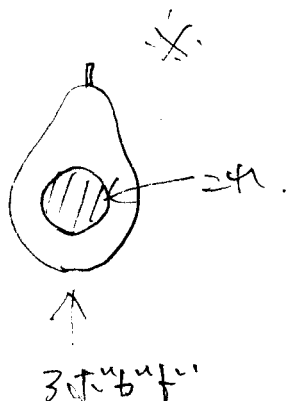
核果蒸留酒においてエチルカーバメートは、原料である核果に由来する青酸グリコシドが醸造中に酵素分解され青酸を生じ、これが蒸留により濃縮され、さらに酸化、エタノールとの反応を経て生成することが知られている。したがって、エチルカーバメート低減のためにはその前駆物質である青酸の生成・混入防止及び適切な貯蔵（光暴露の防止等）の実施が重要である。回付中の実施規範原案では、典型的な製造工程とともに、原料処理、醸造、蒸留、貯蔵等の各工程における効果的な各種推奨事項が示されており、この内容について検討が行われる。

現在、国税庁が我が国における当該蒸留酒の製造実態について調査中であり、低減・汚染防止に関する有用な情報等が得られれば適宜提供することとし、今次部会で最終採択に向けた合意が得られるよう対応する。

3. その他

(1) JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

前回の部会で、3-MCPD エステル、フモニシン、青酸グリコシド、鉛、カドミウムが優先評価物質として決定され、特に、鉛とカドミウムは、最優先事項とされた。我が国における優先評価物質に関するデータの収集状況について適宜報告するとともに情報収集に努める。



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品表示部会 (CCFL)

日時 : 2010 年 5 月 3 日 (月) ~ 5 月 7 日 (金)
 場所 : ケベックシティ (カナダ)

想定される仮議題^註

「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の修正-付属文書 1 (エチレンの使用) (ステップ 7)
包装食品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 1) の修正: 定義 (遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告) (ステップ 7)
遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告 (ステップ 4)
栄養表示ガイドライン (CAC/GL2) の改訂 (セクション 3.2 栄養成分リスト) (ステップ 4)
栄養表示の読みやすさについての基準・原則 (ステップ 4)
義務的栄養表示に関する討議文書
食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する検討
包装食品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 1) の修正 (「容器」、「液体媒体」、「包装材」、「包装済」及び「包装済食品」の定義 (section 2)、添加された水分 (section 4.2.1.5)、正味量及び固形量 (section 4.3))
「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の定期的見直し
疑わしい偽装有機食品に関する当局間の意見交換
「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の修正 (付属文書 2 表 2 へのスピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加)

誤解を招く恐れのあるエネルギードリンクの名称

個別食品規格の表示に関する条項の承認

注：コーデックス事務局からの文書がまだ発出されていないことから、農林水産省ホームページから抜粋した。

第 38 回食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

日時 : 2010 年 5 月 3 日 (月) ~5 月 7 日 (金) (予定)

場所 : ケベックシティ (カナダ)

主要議題の検討内容

- 「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」 (GL 32-1999) の修正—付属文書 1 (エチレンの使用) (ステップ 7)

第 36 回会合においてキウイフルーツ及びバナナの追熟目的に限ったエチレンの使用が合意され、第 31 回総会で採択された。しかし、他の熱帯果実への使用については、上記ガイドラインのセクション 5.1 の規準に合致するという根拠が不十分として、関心国に情報の提供が求められている。

これまで我が国は、独自にセクション 5.1 の適合性を判断してきたが、本年予定している有機 J A S 規格の見直しの一環として、この点について検討することとしている。

- 「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」 (GL 32-1999) の定期的見直し

前回会合において米国が提案した上記ガイドラインの定期的見直しの手順策定については、今回回会合までに米国が討議文書を作成することになっている。

我が国は、プロセスの透明性を確保するという観点から原則的には支持できないものの、まずは米国が作成する討議文書を精査し、適切に対応したい。

- 疑わしい偽装有機食品に関する当局間の意見交換

前回会合において E C が提案した偽装の疑いのある有機食品に関する当局間の情報交換の仕組み作りについて、新規作業とされた場合にどの部会で議論することになるかは執行委員会のクリティカルレビューを経て総会で決定されることになるものの、まずは今回回会合までに E C が討議文書を作成することになっている。

我が国は、有機 J A S マークについても同様の問題が発生していることから、必要な作業であるという認識は共有するものの、E C が作成する討議文書を精査し、適切に対応したい。

- 「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」 (GL 32-1999) の修正 (付属文書 2 表 2 へのスピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加)

前回会合においてE Cが提案した3資材の追加について、新規作業とするには上記ガイドラインのセクション 5.1 の規準に合致しているかどうかを示す根拠が必要として、関心国に情報の提供が求められている。

我が国は、炭酸水素カリウムは有機農産物J A Sで認められているものであることから支持するものの、他の2資材については前述のエチレンと同様に検討することとしている。